

## 自転車学習コースの利用による交通安全教育実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、交通部運転免許課庁舎及び運転免許試験コース等を含む施設（以下「運転免許センター」という。）における自転車学習コース（以下「学習コース」という。）及びその他の施設を利用して、交通安全意識の向上を図るため、自転車利用者等に対する正しい自転車の乗り方、整備点検等の指導及び教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 運営及び施設管理

学習コースの運営は、交通部交通企画課長（以下「交企課長」という。）が行い、施設管理は、交通部運転免許課長（以下「運免課長」という。）が行うものとする。

### 第3 利用対象者

学習コースの利用対象者は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の県民等とし、団体や個人の別による制限は設けないものとする。ただし、同一時間帯における利用者の数は、おおむね100人程度とする。

### 第4 利用時間

学習コースの利用時間は、原則として運転免許センターの開庁日の開庁時間の範囲内とする。ただし、学習コース利用者（以下「利用者」という。）において、自ら指導者等を随伴することを条件に、閉庁日利用申請書（様式第1号）により、あらかじめ運免課長の承認を得た場合は、この限りでない。

### 第5 利用許可手続

- 1 交企課長は、学習コースの利用申込みがあった場合は、自転車学習コース利用申請書（様式第2号）により受理するものとする。ただし、電話による申込みにも応じるものとする。
- 2 交企課長は、利用希望者からの申請を受けた場合は、原則として直ちに利用の可否を回答するものとする。
- 3 交企課長以外の所属長は、利用希望者から学習コースの利用申込みがあった場合は、直ちに交企課長に連絡するものとする。この場合、交企課長は、必要な調整等を行った後、利用の可否を回答するものとする。
- 4 交企課長は、学習コースの利用状況を把握するため、自転車学習コース利用申込み受理簿（様式第3号）を備え付けるものとする。

### 第6 施設使用料

学習コース及びその他の施設の使用料は、無料とする。

### 第7 施設管理者の業務

運免課長は、利用者に対し、その使用開始に当たり、交通法規の遵守や安全運転への配慮等必要な注意を行い、その後に自転車の貸与や信号機の点灯等を行うものとする。

また、その使用終了時には、利用者から終了報告をさせ、利用者の立会いの下に施設の点検や貸与物品の確認等を行うものとする。

### 第8 学習コース以外の施設の利用等

運免課長は、利用者が座学やビデオ等の視聴覚器材による教育のため、運転免許センターの教室の使用を希望した場合は、運転免許業務に支障がない限りこれに応じるものとする。

とする。

#### 第9 警察職員による交通安全指導

- 1 利用者が警察職員による交通安全指導を希望した場合、交通部長は、交通部各課又は警察署に勤務する職員で、自転車指導員の資格を有するものを指名し、当該指導を行わせることができる。
- 2 交通安全指導を命じられた職員（以下「指導員」という。）は、別に定める「交通安全教育指導の手引」により利用者に対し効果的な教養を行うとともに、細心の注意を払い、安全な運営に心掛けるものとする。

#### 第10 指導の手引の備付け

学習コースにおける交通安全教育を効果的に実施するため、別に定める「交通安全教育指導の手引」を備え付け、利用者の使用に供するものとする。

#### 第11 注意義務及び損害賠償の通知

運免課長は、利用者に対し、善良な管理者の注意をもって施設等の使用をすること、利用者の過失等により当該施設等を破損した場合は損害賠償の責めを負うこと等をあらかじめ通知するものとする。

なお、損害賠償の額の決定や履行の請求に当たっては、警務部会計課等関係所属と十分に協議するものとする。

#### 第12 施設の使用中止等

運免課長及び指導員は、次のような場合、利用者に対し当該施設の使用の中止又は禁止を命じることができる。

- 1 利用者が施設内において交通法規等を守らず、適切な使用や教養の実施が困難となったとき。
- 2 施設内における交通事故等により、使用者等に負傷者等が生じたとき。
- 3 運転免許センターの業務の事情等により、学習コースの使用が困難となったとき。

#### 第13 広報等

各所属長は、実践・体験型の交通安全教育が可能であり、幅広い用途を有する学習コースの一層の利用促進に向けて、あらゆる機会を通じて県民に対し広報に努めるものとする。

様式第1号〔略〕

様式第2号〔略〕

様式第3号〔略〕